別紙様式４

参加資格に関する誓約書

静岡県知事　鈴木　康友　様

所　在　地

法　人　名

代表者氏名　　　　　　　　　　　印

静岡県東部発達障害者支援センター運営業務委託事業者の応募に当たり、下記の参加資格を全て満たしていることを誓約します。

記

(1) 発達障害に関する支援や調査研究の実績を有する一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、地方独立行政法人のいずれかであること。

なお、共同企業体の場合も、その構成員は前述の法人の構成員であること。

　(2) 発達障害者支援センターの設置場所は県が借用により用意した沼津市上土町３番地 沼津トラストビル２階（現東部センター）を使用すること。

　(3) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加停止を受けている期間中でないこと。

　(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に該当しない者であること。

　(5) 直近１年間において法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

　(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

　　　また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

　(7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに委託事業者として不適当と認められる者でないこと。

　(8) 社会福祉法人等の代表者（役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

　　ア　禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

　　イ　公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

　(9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

　※共同企業体の場合は、全ての構成員について提出すること。